

横浜市中小企業融資制度 「新型コロナウイルス 伴走支援特別資金」を創設します

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小企業の皆様を対象に、経営行動計画の策定及び金融機関の継続的な伴走支援を特徴とする「新型コロナウイルス 伴走支援特別資金」を令和3年4月1日に創設します。本資金により、経営改善等に取り組む市内中小企業の皆様に後押しします。

1 内容

融資対象者	次の全てを満たす市内中小企業 ・売上高が15%以上減少している ・危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受けている ・経営行動計画を策定している
資金使途	運転資金及び設備資金
融 資 限 度 資 額	4,000万円
融 資 期 間	10年以内（うち据置期間5年以内）
融 資 利 率	1年以内：年0.9%以内、3年以内：年1.2%以内 5年以内：年1.4%以内、10年以内：年1.6%以内
信用保証料率	0.20%（原則0.85%に対して国が0.65%を補助）

* 国の新たな保証制度「伴走支援型特別保証制度」に対応したもの

2 取扱期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（横浜市信用保証協会 受付分）

お問合せ先	
（本資金の内容や認定に関すること）	経済局金融課長 富澤 理子 Tel 045-671-2592
（信用保証制度に関すること）	横浜市信用保証協会経営企画課長 松岡 真樹 Tel 045-662-6622

※ 本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。